

# インクルーシブ教育に係る検討委員会

## 1 現状認識

- (1) 特別支援学級等で学んでいる児童生徒数の推移【速報値】
- (2) 多様な学びの場整備事業の取組

## 2 令和7年度の取組について

- (1) 概要
  - ア 取組(5つの方向)
  - イ スケジュールと内容詳細
- (2) 「共に学ぶ」機会や場の拡充の研究
- (3) 教員の専門性向上研修

## 3 意見を聞く会について

特別支援学校【速報値】

【特別支援学校(県立) 在籍児童生徒数 R7(4.1現在)】

- ・在籍児童生徒数:2166人  
(R6より+67人)
- ・知的障がい校児童生徒数:1795人  
(R6より+73人)
- ・知的障がい校高等部生徒数:993人  
(R6より+42人)

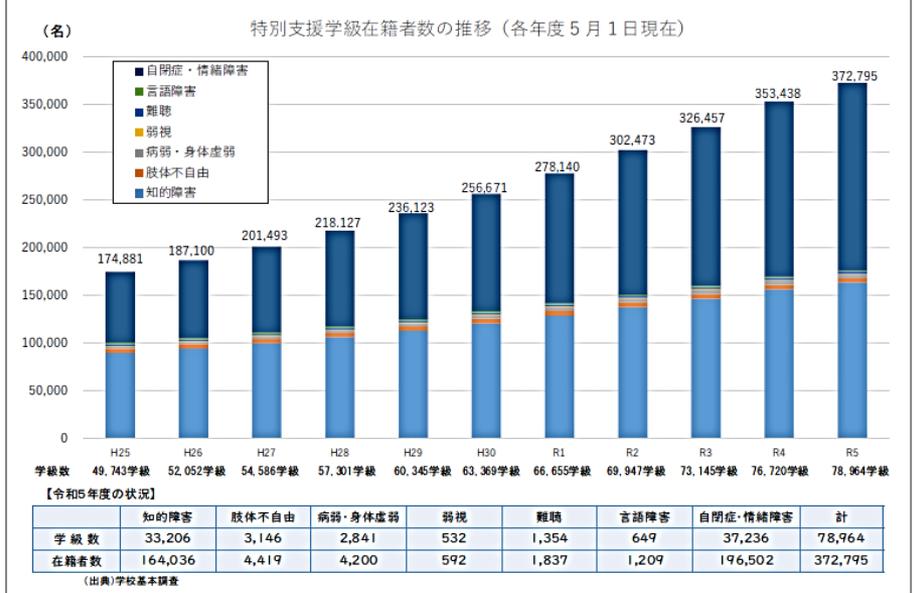


特別支援学級 調査中

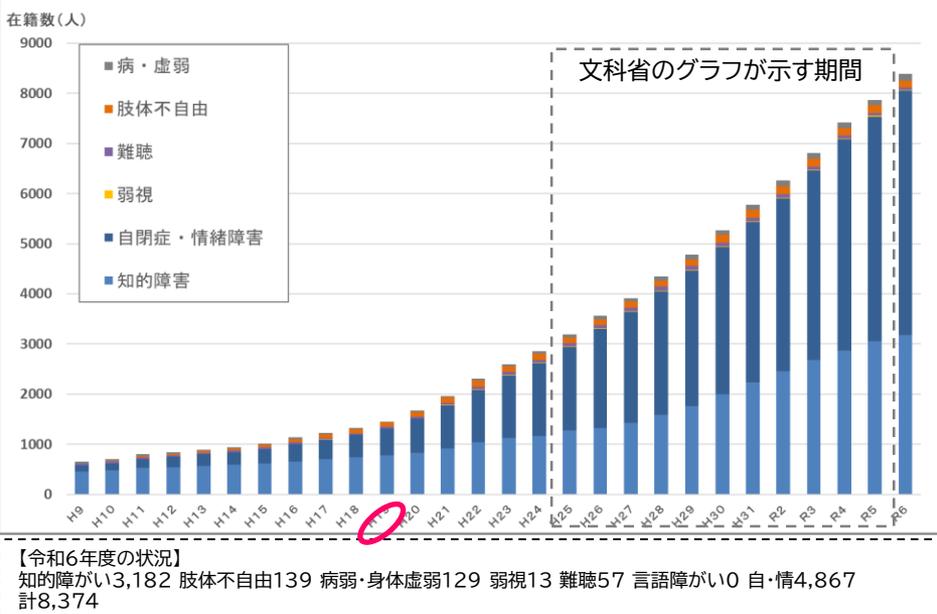
通級による指導 調査中

# 【参考】 本県の特別支援学級等で学んでいる児童生徒数の推移

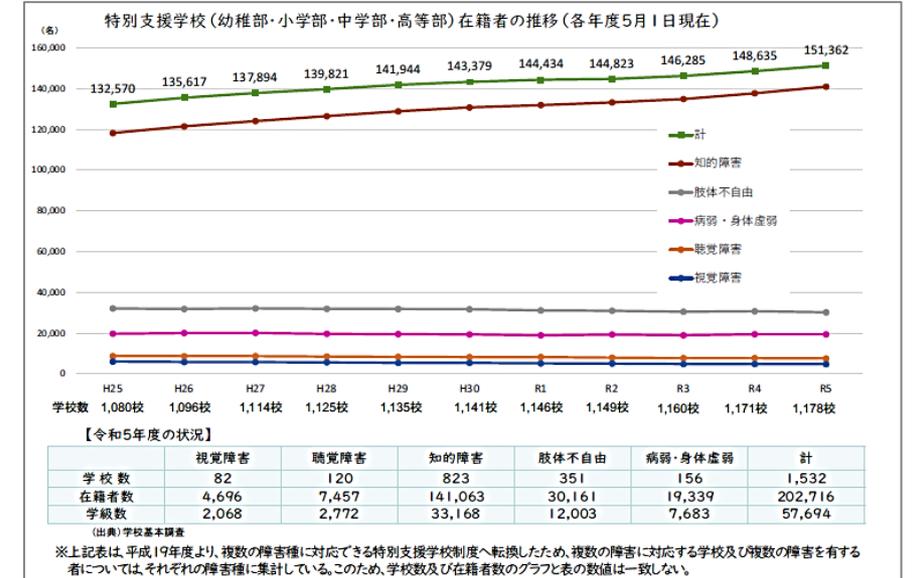
## 特別支援学級 【国(文科省)】



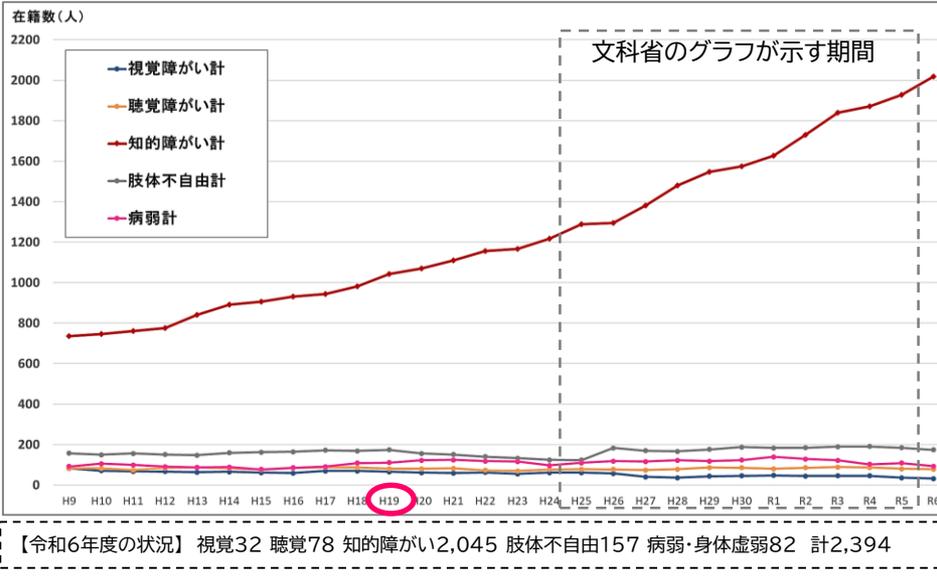
## 特別支援学級 【熊本県】



## 特別支援学校 【国(文科省)】

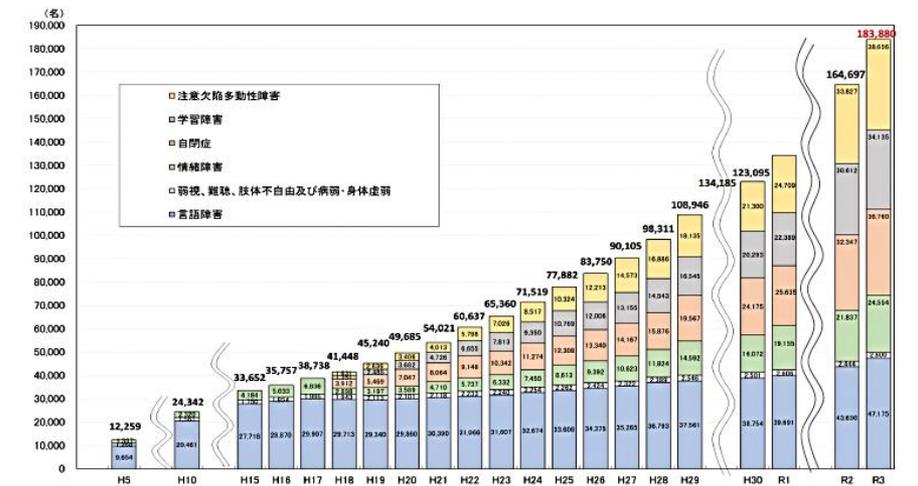


## 特別支援学校 【熊本県】



# 【参考】本県の特別支援学級等で学んでいる児童生徒数の推移

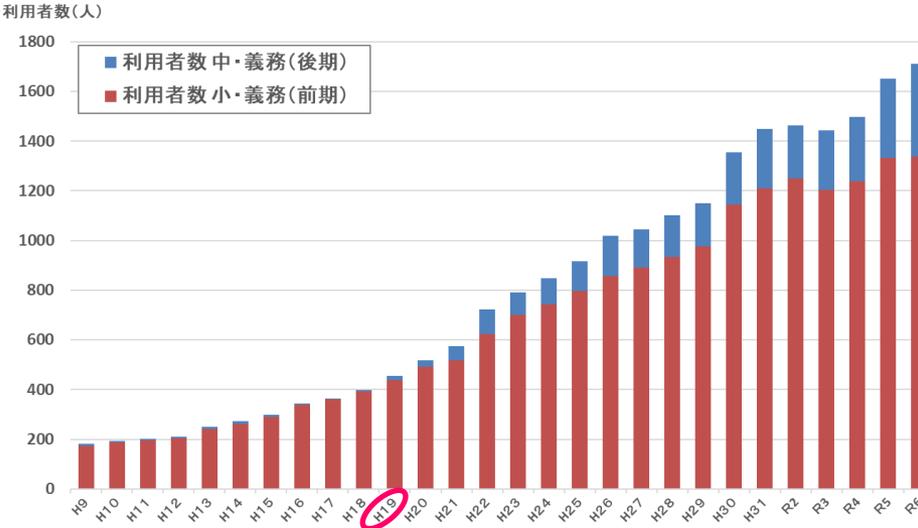
## 通級による指導 【国(文科省)】



(出典) 通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)  
 ※令和2年度及び令和3年度の数は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。  
 ※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。  
 ※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。  
 ※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。  
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

## 通級による指導 【熊本県】

※下表の利用者数については、各年度5月1日時点の本課の調査によるもの。文科省が示す年間利用者数とは異なる。



【令和6年度の状況】小・義務教育前期1,337 中・義務教育後期373 計1,710

※高等学校の通級による指導  
 本県では、H30年度から高等学校で通級による指導を開始。R6は、8校で実施している。R6年8月時点での利用者は、42人。  
 ★8校: 岱志・菊池農業・翔陽・阿蘇清峰校舎・湧心館・松橋・八代農業・天草拓心本渡校舎

	特別支援学級	特別支援学校	通級による指導
H19→R6 児童生徒数	1,456人→8,387人	1,472人→2,394人	455人→1,710人
H19→R6 設置数	681学級→1,671学級	19校→24校 *知的5校増加	54教室→145教室
進路等	約61%が一般の高等学校へ進学している	知的障がい特別支援学校高等部で、一般の高等学校への再受検を希望し、進路変更する事例が増えている	約97%が一般の高等学校へ進学している
特徴	自閉症・情緒障がい学級が全体の約58%を占める	知的障がいの児童生徒が全体の約84.2%を占める	自閉症・学習障がい・注意欠陥多動性障がい・情緒障がいが多い(言語障がい、難聴は少ない)
	知的障がい学級が全体の約38%を占める	知的障がい児童生徒が約1.9倍 (H19→R6)	最近、複数の障がい種に対応する機会が増えてきている

# 1 現状認識 (2) 多様な学びの場整備事業の取組

## ■ モデル地域で巡回型の「通級による指導」を導入

モデル地域	巡回校数	利用児童生徒数	状況
八代市	3校	9人	・R7年度に特別支援学級から通常の学級へ転籍する児童生徒 →八代市全体で <b>4人</b> (小:4人、中:0人)
錦町	3校	12人	・R7年度に特別支援学級から通常の学級へ転籍する児童生徒 →錦町全体で <b>14人</b> (小:12人、中:2人)

※利用児童生徒数は、令和6年12月3日現在のもの

## ■ 効果

### 1 モデル校での効果

- ①対象となる児童生徒が少ない小規模校においても、通級による指導が可能なことがわかった。
- ②学びの場の柔軟な見直し検討（通級がなく、やむを得ず特別支援学級在籍者⇒通常の学級）がしやすかった。
- ③通級による指導担当者（第三者視点）の児童生徒理解が、職員集団の児童生徒理解を深めた。

### 2 モデル地域での効果

- ④教育委員会や管理職の障がい理解（特別支援教育）が必然的に深まることになった。

## 2 令和7年度の取組について (1) 概要

令和6年度インクルーシブ教育に係る検討委員会の意見を踏まえ、本県のインクルーシブ教育を推進させるための取組をまとめた

インクルーシブ  
教育に係る  
検討委員会

現状と課題の  
検証と整理

取組目標として整理

事務局  
(特別支援教育課)

取組(5つの方向)

- 1 通常の学級の包摂力を高める
- 2 就学・学びの場の見直しの充実を図る
- 3 障がいのある児童生徒の学びの質を高める
- 4 障がいの有無に関わらず「共に学ぶ」機会や場を拡充する
- 5 保護者・関係者への情報提供

通常の学級の包摂力を高める

備考(連携課 等)

- ① 多様な子供たちを包み込む学級集団・学習活動づくり等について、全ての教員を対象に**オンデマンド研修コンテンツを配信**する
- ② インクルーシブ教育推進のキーパーソンとなる管理職の理解を重点的に進める**(管理職研修)**
- ③ 子供の状態像を背景(障がい特性、障がい以外の要因)ごとに整理し、それぞれに**適切な学びの場と合理的配慮を検討**する
- ④ **障がい等への対応や学級経営に不安を抱えている教員をサポート**する仕組みを「段階的な支援体制」の中でより明確にし、実働させると共に、蓄積した対応例は各種研修内容に随時反映させる
- ⑤ 授業研究等から、学習環境設定や授業のUD化、合理的配慮(ICT機器の活用を含む)や個別対応等について、改善や工夫のポイントを集約する**(学級経営の改善や工夫の集約)**

<教育プラン指標>

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

(特別支援教育課)

(教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

就学・学びの場の見直しの充実を図る

備考(連携課 等)

⑥ モデル地区の就学や学びの場の見直しに係る成果を  
他市町村に広げる(モデル地域の成果拡大)

<教育プラン指標>  
(特別支援教育課)

⑦ 就学の在り方について以下の関係機関等と情報共  
有・協議する(就学の在り方協議)

- ・ 保健師や心理士等、市町村の発達相談業務の担当
- ・ 療育関係事業所及びその支援機関
- ・ スクールカウンセラー等の心理相談業務関係者 他

(学校安全・安心推進課、  
特別支援教育課)

⑧ 自校型・巡回型を含めた通級指導教室の適正数を検  
討・設置する

(学校人事課・特別支援  
教育課)

※関係福祉部局への  
協力も依頼してい  
く予定

障がいのある児童生徒の学びの質を高める

備考(連携課 等)

⑨ 対応困難な問題行動や自己肯定感の低下等、学習指導及び生徒指導上課題となる点に対して、指導のノウハウを蓄積し、各学校で共有できるようにする(適応上の課題等への対応策検討)

(義務教育課・特別支援教育課・学校安全・安心推進課)

⑩ 特別な教育的ニーズのある生徒が、高校の通級による指導を受講してより充実した学校生活を送れるよう、小中学校及び義務教育学校に高校通級の成果を伝え広げる(高校通級のPR)

(義務教育課・特別支援教育課)

⑪ 障がいのある生徒への学習指導及び学習評価・評定の在り方、テスト等での合理的配慮、進級・卒業認定等、履修における課題を明確にし、対応の在り方を検討する(学習指導や評価等の在り方検討)

(高校教育課・特別支援教育課)

障がいの有無に関わらず「共に学ぶ」機会や場を拡充する

備考(連携課 等)

⑫ 「インクルーシブな学校運営研究事業」の取組の中で、特別支援学校の高等部分教室と、分教室が設置された高等学校とが、**共に学ぶ機会の創出**に取り組み、学習内容や教育課程、指導体制等について検討を行う

(高校教育課・特別支援教育課)

⑬ 同事業の取組の中で、特別支援学校と小・中・高等学校での交流及び共同学習が、これまで以上に「深い学び合い」となるよう一層の工夫に取り組み、成果を集約する**(交流及び共同学習の成果集約)**

(特別支援教育課)

保護者・関係者への情報提供

備考(連携課 等)

⑭ 保護者が発達障がい等に関する知識を幼児期から適宜得ることができるよう学ぶ機会を設け、**就学前から就学後の家庭教育の充実**を図る

(社会教育課・特別支援教育課)

⑮ 幼児期から本人に関わる保健師や療育関係者と共通理解を図り、保護者への情報提供を行う(**保護者・関係者等への理解啓発**)

(特別支援教育課)

※関係福祉部局への協力も依頼していく予定

取組(5つの方向)

R7年度

R8年度

R9年度



中教審答申(予定)や新たな学習指導要領の方向性等を踏まえ、再度課題や取組を整理

## 2 令和7年度の取組について (2) 「共に学ぶ」機会や場の拡充の研究

令和7年3月末、本県がモデル事業対象県として採択されました。  
松橋西支援学校高等部上益城分教室と甲佐高校にて、取組を行います。

文部科学省  
資料

### インクルーシブな学校運営モデル事業

令和7年度要求・要望額 0.8億円  
(前年度予算額 0.8億円)



#### 現状・課題

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加している。そのような中、障害のある児童生徒やその保護者のニーズは更に多様化してきている。

また、令和4年9月の障害者権利委員会の総括所見においても、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされている。

このような状況を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。

経済財政運営と改革の基本方針2024  
第3章3(3) (質の高い公教育の再生)  
インクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実に向けた体制や環境の整備…により誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進する。

#### 事業内容

##### 1. インクルーシブな学校運営モデルの構築

障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施する。その際、異なる教育課程を踏まえた柔軟な教員配置も含めた校内体制等についても併せて研究を行う。



#### 連携類型 (例)



- ▶ 一体的に運営する特別支援学校と小学校等を「学校運営連携校」に指定
- ▶ 学校運営連携校に「連携協議会」を設置  
(構成員：教育委員会、学校運営連携校の校長等、カリキュラム・マネージャー、外部専門家など)
- ▶ 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネートするカリキュラム・マネージャーの配置
- ▶ 交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方の研究
- ▶ 現行の教員配置に拘らない専門性を高めた授業実施のための体制構築の在り方の検討 など

件数・単価 12箇所 × 約5.5百万円  
(新規2箇所)

委託先 教育委員会、大学等

##### 2. モデルの成果普及

発展的な交流及び共同学習の実践事例や柔軟な教育課程及び指導体制の在り方など、本事業を通して構築されたインクルーシブな学校運営モデルの成果について、広報資料の作成やシンポジウムの開催等を通じて、全国的な普及を図る。

件数・単価 1箇所×約11百万円

委託先 民間団体



担当：初等中等教育局特別支援教育課

## 事業実施イメージ（インクルーシブな学校運営モデル事業）

### <連携協議会>

- 一体的に運営するための方針等を決定
- 交流及び共同学習に係る年間指導計画、実施内容等を協議



### <カリキュラム・マネージャー>

- 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネート
- 連携協議会を企画・運営
- 連携協議会と各学校運営連携校の間の連絡・調整・助言



### ① 発展させた交流及び共同学習の研究開発

- カリキュラム・マネージャーを中心とし、日常的な交流にとどまらない、学校の創意工夫による交流及び共同学習を実施。
- 共同学習を通して、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかという最も本質的な視点が重要。

（例）

- ・各教科及び総合的な学習（探究）の時間で実施
- ・学校設定教科・科目で実施
- ・特別支援学校高等部の職業や専門教科で実施 等

### ② 一体的で専門性を活かした指導体制の構築

- 専門性を高めた授業実施のための人事上の措置（兼務発令等）を含めて教員配置や指導体制を構築

（例）

- ・各教科等・自立活動の専門性を高めるための教員や専門スタッフの配置（交流及び共同学習に関わる事務補佐員等の配置、両校の職員によるチーム・ティーチングの実施等）
- ・校内委員会、校内研修、保健・福祉等と連携した体制構築
- ・特別支援学校のセンター的機能の有効活用
- ・職員の連携を図るための工夫した学校運営（職員室の共用含む） 等

※ 週1回程度、小学校等の教師が特別支援学校の児童生徒に対する教科指導を行う場合については、兼務発令を行う等の人事上の措置を行った上で、当該教師は特別支援教育を経験したとみなすことができる取扱いとする（「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」（令和4年3月）参照）。

### 【日常的な交流を促すための工夫】

特別支援学校と小学校等の児童生徒同士が日常的な生活の中で自然と関わりがもてるように、例えば、**お互いの児童生徒が交流できるスペースの確保、玄関の共用、日常的にお互いを意識するような動線の確保**（登校時に特別支援学校の児童生徒が小学校等の児童生徒の教室の前を通過して教室に向かう等）等も考えられる。

甲佐高等学校と松橋西支援学校高等部上益城分教室の両校生徒の交流及び共同学習を発展的に進め、柔軟な教育課程の設定や指導体制のあり方等の検討をとおして、障がいのある生徒と障がいのない生徒が共に学ぶ新たな学びの場の実現を目指した実証的な研究を行う。

【取組テーマ(案)】

魅力ある学びを両校から提供し合い「共に学ぶ」を一層深める 新たな学校づくり

① 交流及び共同学習の機会と内容を拡充する

- ・カリキュラムマネージャーを中心に、両校で交流連絡会(仮)を開き、検討する。
- ・「協力して成し遂げる」「お互いを通して学ぶ」など共同学習の目当てを明らかにして取り組む。



② 授業を互いに受けられる仕組みをつくる

- ・両校のリソース(授業内容等)から互いに求めるもの、提供できるものを出し合い、活動内容や年間計画をPDCAで作っていく。
- ・必要な指導体制等を検討する。
- ・生徒本人の意向を尊重する。

③ 学びの質を高めるための一層の協力体制を築く

- ・(高) 生徒の特性を理解して指導を行うための教育相談やケース会を分教室職員と共に行う。
- ・(支) より質の高い教科指導を行うための授業検討会を高校職員と共に行う。



※ (高)は甲佐高校  
(支)は上益城分教室を示す



取組の経過と成果は高校内に設置された高等部を持つ特別支援学校と当該高校の全校で共有する

## 2 令和7年度の取組について (3) 教員の専門性向上研修

校種

研修の概要

凡例:【主幹課】 &lt;対象&gt; (回数等)

**管理職研修(特別支援教育)**【特支】<教頭と主幹教諭>各教育事務所管内  
内容:児童生徒にとって最適な学びの場と特性等に応じた支援について(1h30min)

**「特別支援教育」国内留学生派遣研修**【特支】<推薦>(1年)  
内容:熊本大学教育学部特別専攻科に長期派遣

**法定研修【教七】<各年対象者>**

内容: 1年目【全校種】講義・演習・協議「特別支援教育の理解」(1日)、「特別支援学校(義務制の学校)での実習」(2日)  
6年目【小・中・義務教育学校】講義・協議「基礎的研修Ⅱ(特別支援教育)」(1h50min)(選択)  
11年目【小・中・義務教育学校】講義・協議「基礎的研修Ⅵ(特別支援教育①)」(2h30min)、**オンデマンド**「基礎的研修Ⅸ(特別支援教育②)」(2h30min)  
【県立学校】**オンデマンド**「基礎的研修Ⅶ(特別支援教育①)」(1h30min)、講義・協議「基礎的研修Ⅹ(特別支援教育②)」(1h40min)

4つの赤枠は新規研修

**特別支援教育研修【教七】<希望者>(1日)**

内容:講義「特別支援教育の基本的事項と児童生徒理解について」  
協議「実践紹介及び日々の取組」、「実践上の課題解決に向けて」

**特別支援教育基礎研修【特支】<希望者>**

内容:動画視聴をとおし、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を包容・包摂する学級運営・授業づくりについて考える。

全校種

**A 通級指導担当者研修【特支】<②③悉皆:通級指導担当者>**

内容:①行政説明「通級による指導について」、スーパーティーチャー講話「通級による指導の実際」(2h)  
②専門家の講話(2h)  
③自立活動・教室経営に関する好事例発表、グループ協議(1日)

**特別支援学級担当者指導力向上研修**

**B 新任担当者研修【特支】<悉皆:特別支援学級担当1年目>**

内容:教育課程や自立活動等に関する基本的な動画視聴(2h30min)  
特別支援教育に関する協議(1h30min)  
スーパーティーチャー所属校における実地研修(0.5日)  
所属校での授業実践

**C 特別支援教育コアティーチャー研修【特支】<推薦:経験者>**

内容:特別支援教育に関する動画視聴(1h45min)  
特別支援学校スーパーティーチャー講話、ケーススタディ(1日)  
研究授業・協議(0.5日)  
所属校での授業実践

**動画視聴研修【特支】<希望者>**  
内容:本課作成動画視聴:(35min)

通級・特別支援学級

各種研修

特別支援学校技能検定担当者研修会

特別支援学校医療的ケア教員研修

特別支援学校ICT活用研修会

特別支援学校教務主任研修

学部主事等研修会

特別支援教育実践スキルアップ研修

国立特別支援教育総合研究所研修

特別支援学校

(会議)

## 第5条 2

委員長が、特定分野の専門的知見が必要となるなど特別の事項があると認める場合には、関係者に出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。